

## 第2期第2回渡島海区漁業調整委員会議事録

### 1 開催日時 令和3年6月14日（月）書面開催

・令和3年5月15日～6月20日の間において、北海道全域がコロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことから、書面開催とすることに決定した。

### 2 議題および評決書の集約結果について

議案第1号：北海道資源管理方針の一部改正について（答申）

評決書提出総数：14 うち承認：14 不承認：0 入院中のため未提出：1

結果：意見のない旨を北海道知事に答申する。

議案第2号：北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（答申）

評決書提出総数：14 うち承認：14 不承認：0 入院中のため未提出：1

結果：意見のない旨を北海道知事に答申する。

議案第3号：まつかわ資源の保護を図るため全長35センチメートル未満魚の採捕を制限する委員会指示について

評決書提出総数：14 うち承認：14 不承認：0 入院中のため未提出：1

結果：意見のない旨を北海道知事に答申する。

議案第4号：海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の認定について（答申）

評決書提出総数：14 うち承認：14 不承認：0 入院中のため未提出：1

結果：意見のない旨を北海道知事に答申する。

議案第5号：制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）

評決書提出総数：14 うち承認：14 不承認：0 入院中のため未提出：1

結果：意見のない旨を北海道知事に答申する。

### 3 報告事項

（1）海区漁業調整委員会選任委員の補充の考え方について

（2）くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

上記会議の開催結果については記載のとおり相違ないことを証明する。

令和3年6月21日

渡島海区漁業調整委員会 会長 阿 部 国 雄

## 8 議 事

### 議案第1号：北海道資源管理方針の一部改正について（答申）

評決結果：承認 15人、不承認 0人

全会一致で承認

（説明文）

○今回、新たに委員となられた方がおられることから、少し、丁寧に説明させていただきます。

○ 資料1の1ページをご覧ください。「北海道資源管理方針」の一部改正について、北海道知事より、諮問がありました。

○ P63 資料1－5をご覧ください。資源管理方針は、昨年12月に施行されました改正漁業法第14条に基づき、一番上の下線部分、「都道府県知事は、資源管理基本方針（国が策定）に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針を定めるものとする。」とされており、北海道において策定した方針が今回審議していただく「北海道資源管理方針」となり、主にTAC管理のルールなどを定めているものです

資源管理方針においては、第14条第2項に記載されているとおり、一 資源管理に関する基本的な事項、二 特定水産資源ごとの知事管理区分、三 特定水産資源ごとの漁獲可能量知事管理区分への配分の基準、四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法、五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項、六 その他資源管理に関する重要事項を定めており、その後に、別紙として個別魚種ごとの資源管理に関することを定めております。今回は、その個別魚種ごとを定めた別紙に係る諮問です。

○改正漁業法が施行された昨年12月以降に、管理期間が始まる魚種ごとに、順次別紙を追加しているもので、

○ 今回は、北海道資源管理方針に、新たに、まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部に係る別紙を追加するものと、既に追加した別紙について一部改正するもの、さんまに関する 別紙1－1、まあじに関する 別紙1－2、まいわし太平洋系群に関する 別紙1－3となっています。

○ P6をご覧ください。追加部分で、別紙1－11 まさば及びごまさば太平洋系群から、ご説明します。最初一通り概要を説明いたしますが、以降、重複する部分については省略する形で説明させていただきます。

第1 特定水産資源の名称は「まさば及びごまさば太平洋系群」、第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、管理区分として 「 1 北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業 」、を設けることとしております。

この管理区分、「 1 北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業 」の（1）当該知事管理区分を構成する事項として「水域」、「対象とする漁業」、「漁獲可能期間」 の三つで構成されることとなっております。（2）漁獲量の管理の手法等は、数量を明記しない管理となり、現行の水準以上に漁獲量を増加させない、「現行水準」の管理となります。

漁獲量の報告期限は、陸揚げした日からその翌月の10日まで（漁業法施行規則第19条）、となります。第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、数量を明示しない管理、「現行水準」とし、引き続き報告の対象として採捕状況を把握する趣旨です。第4 漁獲可能量

による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、国からの指導として全国的に定量的指標を定めることとされたことから、漁獲努力量による管理の指標として、対象海域である全道の20t未満登録漁船隻数を100隻未満の端数を切り上げて記載しております。

○ 続いて、P7 別紙1－12 ずわいがに北海道西部系群について。第2 知事管理区分については、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」の、二つの管理区分を設けることとしております。管理の手法としては、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」は数量を明示した総量の管理とし、漁獲量の報告期限は、通常①の場合、陸揚げした日からその翌月の10日まで（漁業法施行規則第19条）、②の場合、知事が法第31条の規定に基づき公表した日以降について陸揚げした日から3日以内となります。なお、法第31条の公表は管理区分の漁獲量がT A C配分量を超える恐れがあると認めるときに漁獲量の総量を公表するものです。超える恐れのある基準として、配分量の85%を基準に漁獲量の推移に応じて判断することとしています。ただし、漁獲可能量の追加配分等により、超える恐れがなくなったと認めるときは、この限りではないこととしています。「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」は数量を明示しない管理、「現行水準」とし、引き続き報告の対象として採捕状況を把握する趣旨です。

第3 漁獲可能量のそれぞれの知事管理区分への配分の基準ですが、知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとしています。その上で、「ずわいがにかご漁業」の平成20年以降の年変動が大きいことから、日本海海域の「ずわいがにかご漁業」と「その他漁業」の配分につきましては、「日本海海域におけるずわいがにT A Cの配分について」（平成28年5月24日付け漁管理第340号）において、当面の配分比率を9：1で固定しており、これに基づいて算出し、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものです。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項については、国からの指導として全国的に定量的指標を定めることとされたことから、漁獲努力量による管理の指標として、対象海域である宗谷から渡島の20t未満登録漁船隻数を100隻未満の端数を切り上げて記載しております。

○ 続いて、P9 別紙1－13 ずわいがにオホーツク海南部について。第2 知事管理区分については、「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」を設けることとしております。なお、これまでの道計画ではかに固定式刺し網漁業のみが対象でしたが、当該海域における他の知事許可において、ずわいがにを海中に戻さなければならないの記載の無いものがあり、国からの指導として誤って混獲された場合に備えることとされたことから、「ずわいがにを漁獲する漁業」を記載しています。管理の手法としては、数量を明示した総量の管理となり、漁獲量の報告については、別紙1－12 ずわいがに北海道西部系群と同様です。

○ P9～17 資料1－2として、説明しました。新たに追加する別紙と国が示しております都道府県重管理方針の例との比較対象表を添付しております。詳細の説明は省略いたしますが、国の例に基づき「北海道資源管理方針」を策定していることを確認いただければと思います。

○ 続きまして、別紙の一部内容変更について説明します。P18 資料1－3をご覧ください

い。別紙1-1 「さんま」から、ご説明します。これについても、重複する部分については省略する形で説明させていただきます。第2 知事管理区分及び知事管理区分毎の漁獲量の管理の手法等、1 北海道さんま漁業、(2) 漁獲量の管理の手法等並びに、2 北海道さんまを漁獲するその他漁業、(2) 漁獲量の管理の手法等にある、漁獲量の報告について、② の、知事が法第31条の規定にもとづいて漁獲量を公表した日から管理年度末日までは、陸揚げした日から3日以内に関し、漁獲可能量の追加配分等により、超える恐れがなくなると認めるときは、この限りではないを、追加、変更しました。これは、次にご説明する第4 に関して国と協議した際に、併せて指導を受けたことによります。同じくさんまの別紙1-1 の、第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項にある、漁獲努力量による管理について、令和2年12月の諮問時点（別紙を追加した時点）で、国からの指導として全国的に定量的指標を定めることとされていましたが、これに関する整理が難航したため、暫定的に、許可隻数、承認隻数を現状どおりと記載し、令和2年度内を目処に整理と言うことで水産庁より了解を得ておりました。その後、令和3年3月諮問の際に、すけとうだら等において、許可隻数や承認隻数の考え方が整い、漁獲努力量による管理の指標として、対象海域である全道の20t未満登録漁船隻数を、100隻未満の端数を切り上げた記載としていることから、同様に、今回変更するものです。

○ 続いて、P21 別紙1-2 まあじ、ですが、第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項について、別紙1-1 さんま と同様としています。

○ 続いて、P23 別紙1-3 まいわし太平洋系群、ですが、第2 知事管理区分及び知事管理区分毎の漁獲量の管理の手法等、及び、第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項について、別紙1-1 さんまと同様に変更しています。

○ 以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。北海道の資源管理方針案は、国の基本方針に則して定めるものですが、内容については、現在の道計画の作りをできる限り踏襲するなどし、漁業現場が混乱しないよう取り進めて参りますので、海区漁業調整委員会でのご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

## 議案第2号：特定水産資源に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）

評決結果：承認 15人、不承認 0人  
全会一致で承認

（説明文）

議案1で、追加となった別紙の令和3管理年度のTACとその配分を定めるもの、及び、暫定の漁獲枠でありました「さんま」の令和3管理年度TACとその配分を変更するものでございます。これまでのTAC法の下では毎年のTAC配分については、道計画に定めておりましたけれども、改正漁業法の下では、先の海区委員会でご了承いただいた道方針とは、別途、TAC配分を定めることとなっております。根拠条項につきましては、P8記載の漁業法第16条第2項となります。なお、説明については魚種毎にまとめて行うこととさせていただきます。

○ 令和3管理年度のTAC及びその配分案等について、ご説明いたします。P2 別紙1につきましては、資源管理方針に追加された3魚種について、漁業法第16条第1項に基づき数量を定め、漁業法第16条第4項に基づき公表する案となっており、P3 別紙2につきましては「さんま」に関する変更の公表案となります。詳細につきましては、順次説明してまいります。

○ P4 資料2-2「令和3年のTACについて」をご覧ください。これは、4月26日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て、国から示された、令和3管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき、「北海道」に定められた数量の概要などを示したものです。

○ まさば及びごまさばについて。新たな資源管理に基づく、最大持続生産量（いわゆるMSY）を達成する資源水準の値への回復を管理の目標として、加入量の過程を理論値で推定する手法で評価を行っており、MSYの達成に向けて、親魚量を適切な水準で維持する漁獲シナリオで算定されたABCを、基本的にTACとして設定されています。まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量（SBMSY）は170.3万トン、限界管理基準値は47.7万トン、2019年の平均親魚量は111.1万トンで、MSYを上回る資源状態となっております。令和3管理年度のTAC配分については、資源管理方針に関する検討会を経て、決定された漁獲シナリオにより算定された、59.6万トンが、令和3年のTACとして設定されております。

○ 次に、ずわいがについて。国の漁獲シナリオによる、平成9年以降の最大漁獲量を考慮して、漁獲可能量を算定の上、過去3カ年（H29-R1）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分することとされております。これらより、ずわいがに北海道西部系群は43トン、ずわいがにオホーツク海南部は125トンとされております。

○ 次に、TAC数量変更となるさんまについて。2月23-25日に開催された第6会NPFC年次会合の結果、現行の漁獲数量規制の40%削減措置に合意（2018年の漁獲実績に対して）、サンマの分布域全体の総漁獲可能量を33万3,750トン（現行55万6,250トン）とし、NPFC条約水域（公海）の漁獲枠（TAC）を19万8千トン（現行33万トン）に削減。沿岸国である日本及びロシアは200海里水域内の漁獲量を13万5,750トン以内に抑えることで上記措置に協力。この規定は2021年及び2022年の2年間適用されるとなりました。その上で我が国TACは、日ロ両国の200海里水域内の過去3カ年（H29-R1）の我が国漁船の漁獲シェア93.7%を13万5,750トンに乗じた12万7,220トンに、我が国漁船による公海の2018年の漁獲量4万6,859トンに削減後の60%を乗じた2万8,115トンを加えた、15万5,335トンとなりました。北海道分は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に対しての、H29からR1までの漁獲実績の平均値に基づく比率からの比例配分が基礎とされ、18,300トンとされております。

○ これらの上で、知事管理区分における漁獲可能量について。P5 をご覧ください。マサバ・ゴマサバは1つの区分で、現行水準となっております。

○ P6 をご覧ください。ずわいがに北海道西部系群における「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業（旧：ずわいがにかご漁業）」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業（旧：その他漁業）」の配分については、「ずわいがにかご漁業」の平成20年以降の採捕数量の年変動が大きいため、「日本海海域におけるずわいがにTACの配分につい

て」(平成28年5月24日付け漁管340号)において、配分比率を固定(9:1)しており、これに則って、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」は39トン。「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」は現行水準としています。ずわいがにオホーツク海南部については、「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業(旧:かに固定式刺し網漁業)」(かに固定式刺し網漁業以外のその他漁業を含む)に、全量を配分としております。

○ 次に、P7 をご覧ください。さんまについてです。国から配分改定された数量を「道東太平洋海域及びオホーツク海海域」と「その他の海域」に海域配分し、管理するものです。知事許可漁業である「さんま漁業」に数量配分する。待網漁法である定置網漁業等「その他漁業」については「現行水準」とする。配分改定された18,300トンのうち、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠5,000トンについては、全て「さんま漁業」に配分する。この5,000トンを控除した13,300トンの「さんま漁業」と「その他漁業」への配分については、「直近3カ年の平均採捕数量の比率」(96.58%)により配分する。となっております。なお、この内容は、北海道さんまTAC協定運営委員会より、全ての運営委員の賛成により承認された旨、令和3年5月21日付けでご報告いただいております。

以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

### 議案第3号：まつかわ資源の保護を図るため全長35センチメートル未満魚の採捕を制限する委員会指示について

評決結果：承認 15人、不承認 0人

全会一致で承認

(説明文)

資料3をご覧ください。令和3年5月10日付けで、えりも以西栽培漁業振興推進協議会会長から、当海区会長あてに要請書が届いております。2ページをご覧ください。要請はえりも以西海域において、平成18年度からマツカワの大量放流が始まり、小型魚を保護する必要があるため、委員会指示の発動を要請したものであります。要請の理由ですが、3ページをご覧下さい。年間100万尾が放流できる体制が整備されたことに伴い、全長35センチメートル未満の小型魚を保護する目的で、沿岸・沖合漁業者が一丸となって資源管理を進めることとしましたが、遊漁を含めた全体の取り組みとして資源管理が必要との考え方から、漁業者、遊漁者がともに取り組める資源管理の体制として委員会指示の発動を要請されたものであります。

4ページをご覧下さい。こちらが今回の委員会指示発動に関する評価調書でございます。この評価調書であります。事業評価制度に基づく評価でありまして、発動要請を受けまして、委員会指示に関する評価調書を作成し、渡島総合振興局水産課に指示の内容が妥当であるか、法令に違反、抵触しないかなどの内容の検討を依頼しております。当委員会及び知事部局での検討の結果、委員会指示の発動は妥当であり、見直しの必要なしとされました。なお、検討結果の詳細については、5ページから6ページとなっておりますので、後ほど、ご覧ください。

7ページをご覧下さい。こちらが、委員会指示の新旧対照表となっております。左側が、

令和3年、右側が令和2年となっており、変更箇所にアンダーラインを入れております。備考欄にその変更内容が書かれております。変更箇所ですが、漁業法改正に伴う条項の変更および年表示の変更と、発動年月日の変更以外に内容の変更はございません。発動年月日は、本日、決定していただいた場合、本日付となります。9ページをご覧ください。委員会指示全文となっております。委員会指示の内容を簡単に説明させていただきます。

まず、1の指示海域ですが、従来のとおり、渡島総合振興局管内沖合海域で、但し書きとして、基点第1号、点1、点2、点4及び基点第5号を結んだ線以西の海域を除く。とされております。11ページの海域図の黒のラインより右、東側が指示海域となります。2の指示期間ですが、令和3年（2021年）8月8日から令和4年（2022年）8月7日までです。3の指示内容ですが、全長35センチ未満のマツカワを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない。とされております。

最後に10ページをご覧ください。えりも以西海域におけるマツカワ漁獲状況の推移でございます。令和2年度について、数量は前年比の78%で、約84.9トン、金額は前年比の68%で、約9千3百万円となっております。説明は以上でございます。

#### 議案第4号：海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の認定について（答申）

評決結果：承認 15人、不承認 0人  
全会一致で承認

（説明文）

資料4をご覧ください。海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の大臣認定について、北海道知事から諮問がありましたので、説明いたします。海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定は、一定の海域において同一資源を利用する漁業者が共存し、安定的な生産を確保するための自主的な協定であり、この中で、北海道えりも以西太平洋海域マツカワ資源管理協定はH18年に締結された後、約5年ごとに更新されています。直近では、本年3月にも更新が行われ、4月から協定が有効となっています。最新の協定書の写しがp5～11となっておりますが、概要がP4「北海道周辺海域で締結されている資源管理協定」の最下段の欄「マツカワ」と記載された部分に取りまとめてあります。

ご存じの方が多いと思いますが、「マツカワ」の資源管理のため、全長35cm未満のマツカワが漁獲を制限するもので、漁獲された際には、速やかに海中還元することとされた協定となっています。次に、今回の諮問の趣旨について説明させていただきます。P12～13に係る法令をまとめております。

資源管理協定は、農林水産大臣による認定を受けることができる旨、同法第14条に規定されております。この認定を受けることで、もし対象海域で協定に参加しない漁業者等が居り、これらを協定に参加させたい場合には、行政庁に「あつせん」を求めることができるなど、同法15、16、17条に規定される効果を受けることができます。なお、道内の資源管理協定はこれまですべて大臣認定を受けてきております。

これまでの経緯について、P14をご覧ください。一番上、協定の締結について、令和3年3月に協定の更新が決定され、令和3年4月14日に北海道資源管理推進委員会から、農林

水産大臣あてに認定申請書が提出されました。

協定の対象漁業種類に、いわゆる大臣許可漁業以外の漁業が含まれる場合、大臣は都道府県知事の意見を聞くことが、同法施行令第8条2項に規定されていることから、令和3年5月21日付けで、大臣から知事への意見照会がありました。また、対象漁業種類に漁業権に係る漁業がある場合は、知事は海区漁業調整委員会の意見を聞くことが、同法施行令第8条1項に規定されていることから、5月31日付け漁管第489号で北海道知事から本委員会に諮問があったものです。

本諮問の主旨ですが、漁業法第86条で都道府県知事は漁業調整その他公益上必要があると認められるときは漁業権に制限又は条件を付けることができるとされており、さらに同第2項で、制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は海区漁業調整委員会の意見をきかなければならないとされています。いずれの資源管理協定も、資料1-2にありますように全長の制限となっておりますが、本日はこういった本協定の管理の方法等が、漁業調整その他公益上支障を及ぼすものではないと認められるか否かについて意見を賜りたいと思います。漁業調整その他公益上支障を及ぼすものではないと認められるか否か、であります。漁業権の本質的な制約になるものでなく、漁業権行使において適当なものと認められるか否か、関係法令、委員会指示等に抵触しないと認められるか否か、漁業権行使において公平なものであり、かつ過重な負担を強いるものでないなど、妥当なものであると認められるか否かといった観点から、ご審議を戴きたいと思います。

## 議案第5号：制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）

評決結果：承認 15人、不承認 0人

全会一致で承認

（説明文）

令和2年12月1日施行の改正漁業法、知事許可について、大臣許可と同様の手続き（制限措置を定め、許可申請すべき期間とともに公示、および許可の基準を定める）を要することが定められた。参照 資料5 P12 第四十二条第1項、第5項（許可の基準）。

知事が制限措置および申請すべき期間を定める場合および許可の基準を定める場合、海区委員会の意見を聴く必要があるとされており、このことから、当海区委員会に諮問があったものです。参照 資料5 P12 第四十二条第3項、第5項（許可の基準）。P13 北海道漁業調整規則第12条第3項、制限措置とは、（1）漁業種類、（2）許可等をすべき船舶等の数、船舶の総トン数、漁業者数、（3）操業区域、（4）漁業時期、（5）漁業を営む者の資格。参照 資料5 P13 北海道漁業調整規則第12条第1項

○許可の基準とは、制限措置で公示した船舶等の数を超える場合において、許可等をするものを決める場合の基準（許可する優先順位）参照 資料5 P5 今回諮問された「許可の基準」。① いるか突棒漁業、さんま棒受け網漁業（オホーツク）

○いるか突棒漁業（北海道沖合海域）＜道外者＞参照 資料5 P2

（諮問の対象漁業の一覧と諮問の必要な海区を示した資料であり、対象海区に●が付されている）なお、「（2）さんま棒受け網漁業」は渡島海区は諮問対象外となっています。

○道外者を対象とした北海道知事許可であるが、操業海域が全道の沖合海域であることか

ら、全道の海区委員会の意見を聴く必要がある。

○いるか突棒漁業は、従前より行われている漁業であり、継続して許可されているものであり、許可の更新に伴う諮問となっています。

（許可等を申請すべき期間）令和3年7月2日から8月1日まで（漁業期間）9月1日～10月31日及び5月16日～6月15日まで、参照 資料5 P4 告示（案）、P5 許可等の基準（案）、P6～10 「いるか突棒漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い＜道外者＞」

○従前の許可と今回の制限等の相違点、参照 資料5 P11の表の真ん中の欄が「いるか突棒漁業（道外者）」相違点：最下段 漁獲物の陸揚港の一部変更（斜里港→散布港）道内者向けの制限と同じ内容に変更するもの

○「許可の基準」 他の漁業と同じ内容② すけとうだら固定式刺し網・はえ縄漁業、かにかご漁業（ずわいがに）◇諮問主旨、かにかご漁業（ずわいがに）（日本海北部海域）、日本海海域のすけとうだら固定式刺し網漁業及びすけとうだらはえ縄漁業の許可について、令和3年10月31日をもって有効期間が満了。このため、当該漁業許可に係る一斉更新（新規の許可）にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき、令和3年6月7日付け漁管第576号により、知事許可漁業に係る制限措置（漁業種類、操業区域、漁業時期、許可等すべき船舶等の数及び船舶の総トン数及び漁業を営む者の資格の六項目）の内容、申請すべき期間及び許可等の基準について、意見を求めるもの。※ かにかご漁業（ずわいがに）（日本海北部海域）については渡島海区は諮問対象外

◇制限措置の内容、申請すべき期間の概要 1. すけとうだら固定式刺し網漁業（日本海海域）（1）漁業種類は、すけとうだら固定式刺し網漁業。（2）操業区域は、松前郡と上磯郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から150度45分の線以西の渡（と）海共第67号共同漁業権漁場区域。現許可と同じ区域。（3）漁業時期は、毎年、11月1日から翌年2月末日までのうち連続した3ヶ月以内で、申請のあった期間。参考として、現許可の漁業時期は、毎年、11月1日から1月31日までの連続した3ヶ月。（4）船舶の総トン数及び（5）許可等をすべき船舶等の数は、10トン以上20トン未満船が3隻、10トン未満船が7隻。現許可から、10トン未満船で2隻減。（6）漁業を営む者の資格は、八雲町熊石地区を除く渡島総合振興局管内に住所を有する者。現許可と同じ資格。（7）申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により、1月を下らないこととなっており、現在のところ、令和3年8月31日から同年9月30日までを予定。その他参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、備考欄に記載。

2. すけとうだらはえ縄漁業（日本海海域）（1）すけとうだらはえ縄漁業。（2）操業区域は、檜山海域とし、海域の詳細は、公示案に記載。現許可と同じ区域。（3）漁業時期は、毎年、11月1日から翌年3月31日まで。現許可と同じ時期。（4）船舶の総トン数及び（5）許可等をすべき船舶等の数は、10トン以上20トン未満船が9隻、10トン未満船が4隻。現許可から、10トン以上20トン未満船で3隻、10トン未満船で1隻、それぞれ減。（5）漁業を営む者の資格は、檜山振興局管内に住所を有する者としている。（6）申請をすべき期間は、すけとうだら固定式刺し網漁業と同じく、1月を下らないこととし、現在のところ、

令和3年8月31日から同年9月30日までを予定。その他参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、備考欄に記載。

### 3. すけとうだら固定式刺し網、はえ縄漁業（共通）

許可等すべき船舶等の数にあっては、既存の漁業者（許可受有者）のうち、令和3年～令和5年漁期に当該漁業の許可申請を行う予定にある数を公示隻数としている。公示隻数は、関係振興局を通じ、漁協等と十分に精査された隻数であると認識しているが、実際の公示まで約3ヶ月間あるため、その間に事情やむなく、「現行の許可隻数の範囲内」で隻数が増減することも想定されるので、あらかじめ了承をいただきたい。

◇許可等の基準 許可等の基準は、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めるかの基準となる。この基準は、漁業法並びに規則の定めにより、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで定めなければならないとされている。この基準は、当該知事許可漁業の状況を勘案し、漁業ごとに定めることができるが、現在のところ、すべての知事許可漁業で、道で示す統一基準により運用している。内容については、資料のとおり。第1～4位 許可証受有者、第5位 申請者の漁業経験、住所要件を勘案したが配点方式により許可者を決定。この基準は、公平なものでなければならないとされているが、道としては、北海道の漁業生産力の発展を図る上で、既存漁業者（許可受有者）の安定的・継続的な経営が最も重要と考えているところであり、第一に許可受有者を優先的に許可した上、それでも公示枠を超える場合には、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験を勘案し許可する者を決める考え。なお、今般諮問する許可等の基準は、かにかご漁業（すわいがに）（日本海北部海域）の許可に係るもので、すけとうだら漁業の許可に係る許可等の基準にあっては、同内容にて、令和2年11月9日付け漁管第1768号諮問をもって答申されている。

### ③潜水器漁業◇諮問趣旨

漁業の許可を行うにあたり、制限措置、申請期間等を設定し、新たに申請を募るものとなっております。何れの諮問も「漁業法第58条において準用する第42条3項及び第5項の規定に基づく諮問となっております。関係漁業は、裏面、別紙1「各知事許可漁業に係る関係海区漁業調整委員会一覧表」のとおり「潜水器漁業（えぞばふんうに及びきたむらさきうに）」です。制限措置の内容及び申請すべき期間について、別紙、制限措置の公示（案）のとおりで、制限措置の内容等については下記のとおりです。（1）漁業種類 潜水器漁業（えぞばふんうに・きたむらさきうに）（2）操業区域 渡海共第58号共同漁業権漁場区域（3）漁業時期 4月1日から翌年3月31日までただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間内（4）許可等すべき船舶等の数 定めない（5）船舶の総トン数 該当しない（6）漁業を営む者の資格ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者。イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者（7）許可等を申請すべき期間、毎月1日から末日まで。上記のほか、備考欄に有効期間や申請書の提出先、許可の条件を記載しております。

許可等の基準について、許可等の基準は、新規の許可において、公示により申請を募集

した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めるかの基準となります。

この基準は、漁業法並びに規則の定めにより、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで定めなければならないとされています。この基準は、当該知事許可漁業の状況を勘案し、漁業ごとに定めることができますが、現在のところ、すべての知事許可漁業で、道で示す統一基準により運用しております。内容については、資料のとおりです。

## 報告事項

### (1) 海区漁業調整委員会選任委員の補充の考え方について

(説明文)

海区漁業調整委員会の辞任等欠員の際の手続き等について、道水産林務部長より示されましたので、報告します。資料「報告事項1」をご覧ください。

平成30年12月の漁業法改正に伴い、海区漁業調整委員会委員の選出方法が改正されたことから、欠員補充の考え方をとりまとめ、令和3年5月19日付けで、各振興局あて通知された資料となっています。

3ページをご覧ください。第3 「1 速やかに補充選任する場合」と「2 1年以内に補充選任する場合」の二通りの場合分けがされています。「速やかに補充選任する場合」とは、漁業法において、委員の構成要件として明記されている「漁業者等委員が過半数を占めること」「学識委員、利害関係を有しない中立委員が各1名以上含まれること」の要件を満たさなくなった場合には、「速やかに補充選任する場合」に該当し、そのほかの場合は、「1年以内に補充選任する場合」に該当すると規定。

4ページをご覧ください。3ページで説明しました二通りの方法別に、想定される最短のスケジュールを記載した資料となっております。委員の選任につきましては、道議会の承認が必要となることから、年4回の定例道議会の開催を起点として、4通りのスケジュールとなっております。その中で、速やかに補充する場合は、4通り、すべてで対応、それ以外の案件については、斜線矢印で記載されている第1回と第3回定例会の年2回対応とするとのこと。左から3番目の第1回定例会を例として説明しますと、概ね4月～9月の上半期に解職手続きが完了した案件について、募集スケジュールとなっており、10月に道内部での募集開始の決裁、11月1ヶ月間に推薦・募集、12月に振興局内において評価委員会を開催し、道の人事課に案件を送致しまして、道の人事課において、北海道議会への説明、提案し、3月下旬に議会承認が得られる流れとなるということです。

ただし、募集開始の前に、解職手続きが完了している必要があります。左上段に点線で囲われた部分に、補充の前提となる解職の手続きの流れを記載しております。辞任届が知事あて提出された後、知事より海区委員会に、漁業法に基づき、辞任に係る同意の確認があり、委員会で審議し、道あて同意する旨回答します。その後、道内部での審査を経て、解職辞令の交付となります。解職辞令が交付された後に、補充選任の手続きが開始される流れとなります。説明は以上となります。

### (2) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

## 1 趣 旨

くろまぐろに関する漁獲可能量の変更等に際して、道では、クロマグロTAC数量管理委員会において配分案を検討・決定のうえ、知事による公表、海区漁業調整委員会への報告が行われる。

今回の変更は、前期未利用分の繰越しや追加配分によるもののほか、大臣管理漁業と都道府県との融通による変更、地区内の漁業種類間の融通による変更となっている。

## 2 変更の内容

### (1) 全道配分数量

| 区分       | 大型魚     | 小型魚            |
|----------|---------|----------------|
| 当初       | 291.3トン | 0トン(混獲分11.3のみ) |
| 追加(5/21) | 67.6トン  | 29.9トン         |
| 計        | 358.9トン | 29.9トン         |
| 融通(6/1)  | △65.0トン | 65.0トン         |
| 再計       | 293.9トン | 94.9トン         |

### (2) 振興局別の配分数量(5/21分)

これまでの大型魚の実績及び小型魚の実績を勘案した配分比率により振興局別に漁業種類ごとに配分した。(別添資料参照)

### (3) 大臣管理漁業との融通による配分(6/1分)

水産庁が仲介した第1回目の融通調査の結果、大中型まき網漁業の小型魚108.6トンと北海道要望65トンを含む7道県の大型魚108.6トンの交換が成立した。これにより地区の要望数量との融通による配分数量の変更を行った。(別添資料参照)

渡島47.5トン、檜山0.8トン、石狩後志2.1トン、胆振2.1トン、  
日高1.2トン、十勝0.7トン、釧路1.3トン、根室0.7トン、  
ホツク1.3トン、宗谷2.1トン、留萌5.2トン 計65トン

### (4) 地区内融通

胆振及び渡島振興局管内において、それぞれ漁業種類間の移譲、融通希望があり、要望に応じた配分数量の変更を行った。

|        |       |         |      |        |
|--------|-------|---------|------|--------|
| 胆振：大型魚 | 定置網漁業 | △0.70トン | 漁船漁業 | 0.70トン |
| 渡島：大型魚 | 定置網漁業 | △7.85トン | 漁船漁業 | 7.85トン |
| ：小型魚   | 定置網漁業 | △0.65トン | 漁船漁業 | 0.65トン |

3 今後のスケジュール、融通について、第2回目の融通は9月頃に予定されているが、来遊状況によって、更なる融通希望が生じた場合は、必要な時期に実施できるよう、水産庁や他県とも交渉していく。WCPFC年次会合について、去年はオンライン開催となったことなどから、増枠要望が通らなかった。例年開催されている、国内関係者と意見交換を行う全国会議について、今年は6月18日に開催される予定。